令和８年度 第１回静岡市再犯防止推進協議会

日時　令和８年８月６日（木）
15時00分から17時00分まで
場所　静岡市地域福祉共生センター
みなくる　２階　会議室１

次　　第

１　開　会

２　福祉総務課長挨拶

３　委員自己紹介

４　議事

（１）令和７年度再犯防止推進事業の実績報告及び
令和８年度再犯防止推進事業の予定　資料１
（２）再犯防止に関する支援者養成講座の開催　資料２
（３）第２次静岡市再犯防止推進計画の進捗状況　資料３

５　連絡事項

６　閉　会

静岡市再犯防止推進協議会　委員名簿

（50音順・敬称略）

No.	所属	職名	氏名
1	公募委員	ー	天野（あまの）　早苗（さなえ）
2	静岡保護観察所	企画調整課長	石川（いしかわ）　亜弓（あゆみ）
3	静岡公共職業安定所	統括職業指導官	勝又（かつまた）　隆弘（たかひろ）
4	静岡市社会福祉協議会	地域福祉部長	小久江（こくえ）　陽子（ようこ）
5	静岡県就労支援事業者機構	理事	後藤（ごとう）　清雄（きよお）
6	清水地区協力雇用主会	事務局長	齋藤（さいとう）　寧（やすし）
7	静岡市駿河区保護司会	会長	澁谷（しぶや）　耕一（こういち）
8	スルガダルク	施設長	白鳥（しらとり）　裕也（ゆうや）
9	居住支援法人 くらしっく	総括責任者	鈴木（すずき）　久義（ひさよし）
10	静岡地方検察庁	統括捜査官	高橋（たかはし）　努（つとむ）
11	立教大学	特任教授	津富（つとみ）　宏（ひろし）
12	静岡県弁護士会	弁護士	間（はざま）　光洋（みつひろ）
13	静岡刑務所	主任矯正処遇官	増田（ますだ）　喜和（よしかず）
14	公募委員	ー	松永（まつなが）　厚司（あつし）
15	公募委員	ー	望月（もちづき）　美紀（みき）

資料１-１

令和７年度　再犯防止推進事業実績報告及び
令和８年度　再犯防止推進事業予定

○再犯防止相談支援事業

・再犯防止推進センターの設置と再犯防止推進員の設置

３区保護司会に委託し、更生保護サポートセンターに再犯防止推進センターを設置
市民ボランティアによる再犯防止推進員を新たに５名任命し、葵区２名・駿河区３名・清水区２名・市民ボランティア９名の計16名の再犯防止推進員を設置

令和８年度
市民ボランティアによる再犯防止推進員を新たに３名任命
葵区２名、駿河区３名、清水区２名、市民ボランティア１２名の計１９名

・再犯防止推進員による付添い支援

検察などから　23件　の相談　⇒　うち　8件　付添い支援実施
（令和６年度　15件　の相談　⇒　うち　8件　付添い支援実施）

・伴走型支援

付添い支援をした対象者が、その後も支援を希望　⇒　８件実施
（令和６年度10件実施）

令和８年度
【静岡市再犯防止推進員（よりそい支援員）向けフォローアップ研修の開催】
令和８年4月30日に、活動いただいている静岡市再犯防止推進員（よりそい支援員）向けの研修を実施。当日は16名全員に参加していただくことができ、「付添い支援事業の説明（静岡市）」「推進員相互の意見交換会」を行い、終了後のアンケート結果としても事業の理解度が深まり、今後の支援活動に活かすことができると答えた人がほとんどであった。

フォローアップ研修の様子⇒



資料１-１

○再犯防止推進に関する啓発等

・再犯防止市民講座

更生保護や再犯防止に理解のある市民を増やし、生きづらさを抱える人の社会復帰のサポート役を担う支援者を要請するため、全７回の連続講座を実施

申込者数（受講者数）	12名
修了者数	６名
再犯防止推進員申請者数	３名

市民講座の様子　▶



令和８年度

10月に広報紙「静岡気分」へ募集案内を掲載予定（定員20名）

11月に初回講座を開催。１か月１回～2回程度、全７回の講座を実施予定

・静岡庁舎本館イエローライトアップ

第75回社会を明るくする運動の一環として、令和７年７月１日から31日まで静岡市役所静岡庁舎本館を更生保護のイメージカラーである黄色にライトアップ実施。

令和８年度

７月１日から31日まで、静岡市役所本館のライトアップを実施。

広報紙「静岡気分」7月号に強化月間の広報啓発実施。

社会を明るくする運動強化月間の広報活動としてJ-WAVEラジオ出演（7/6）

保護司向け研修教材『更生保護』へ静岡市の再犯防止事業の掲載・啓発

12月に社会を明るくする運動、静岡保護観察所との共催にてシンポジウム開催予定。

・ART FROMプロジェクト（静岡刑務所アート作品展示）

令和７年度

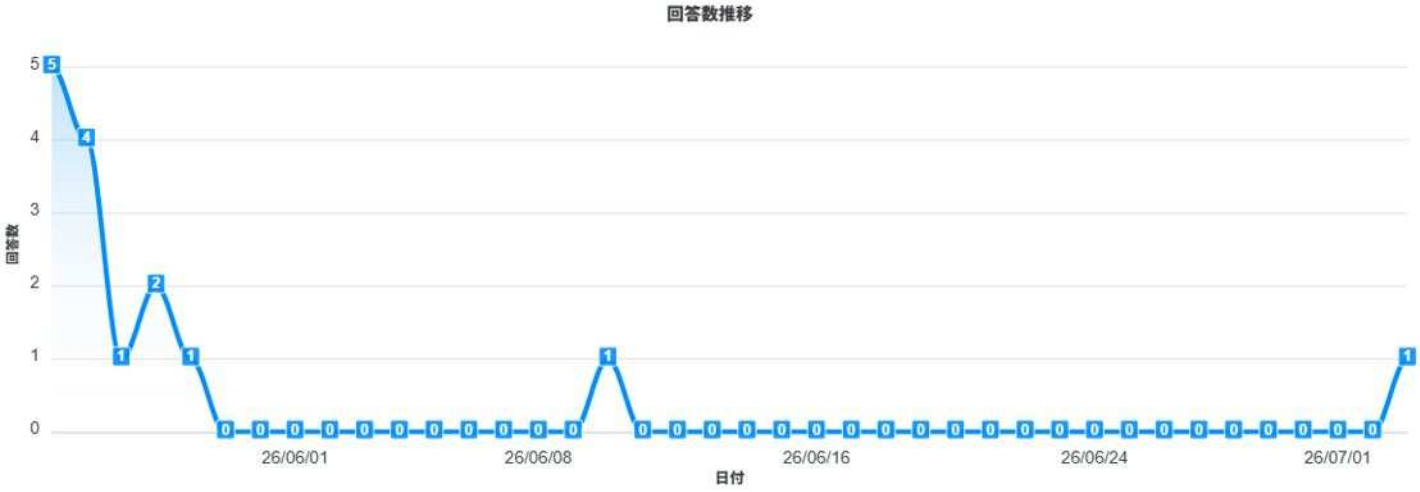
10月６日から10月10日まで、静岡市役所静岡庁舎新館１階で静岡刑務所に収容されている受刑者のアート作品の展示を実施。

令和８年度

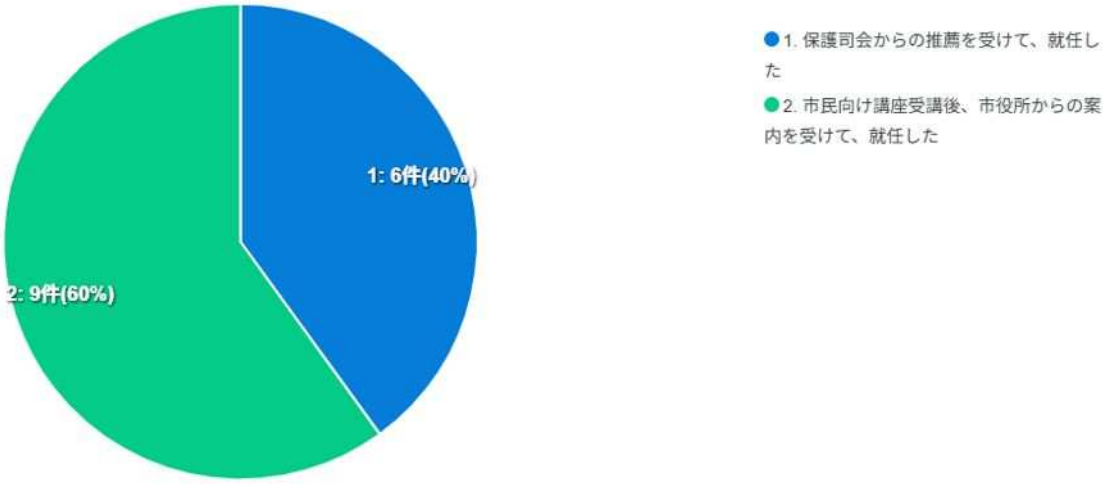
７月６日から７月10日まで静岡市役所静岡庁舎新館１階での展示を実施。

静岡市再犯防止推進員フォローアップ研修アンケート

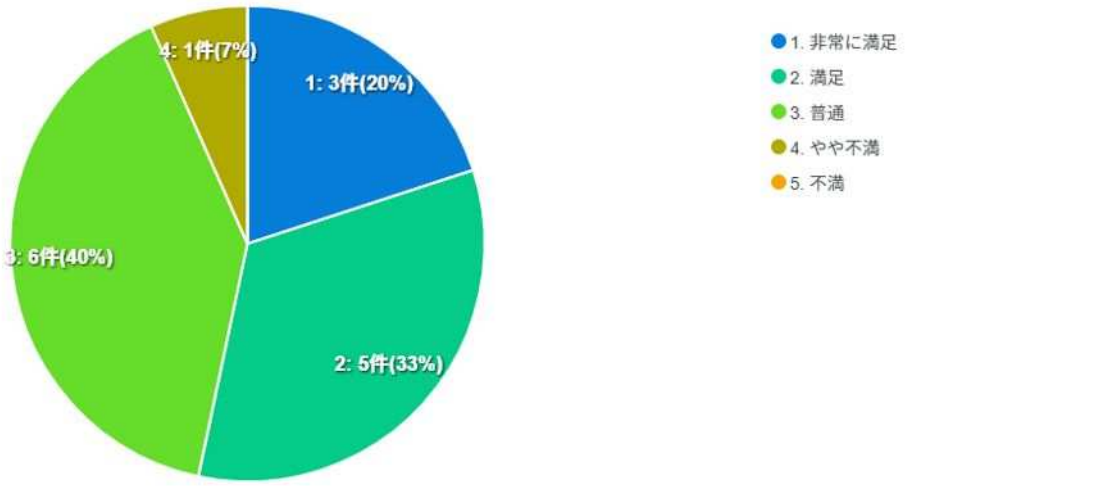
資料1-2



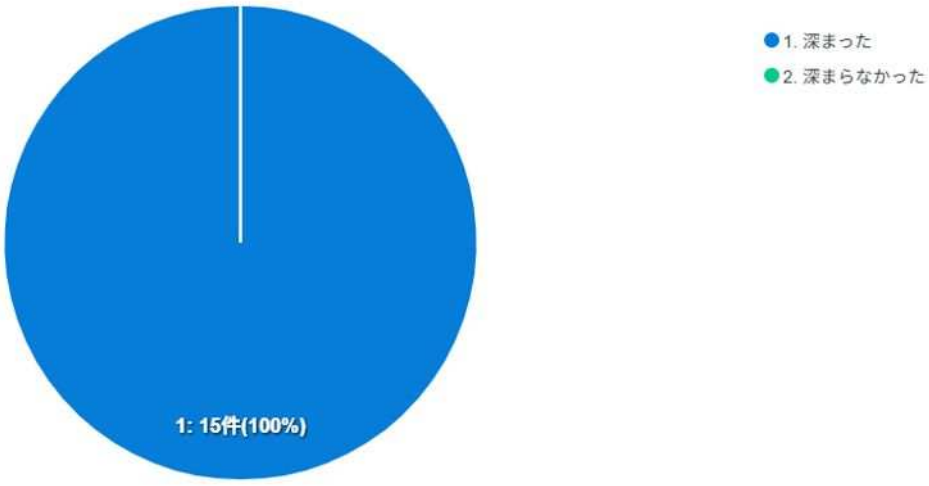
再犯防止推進員になった経緯を教えてください。



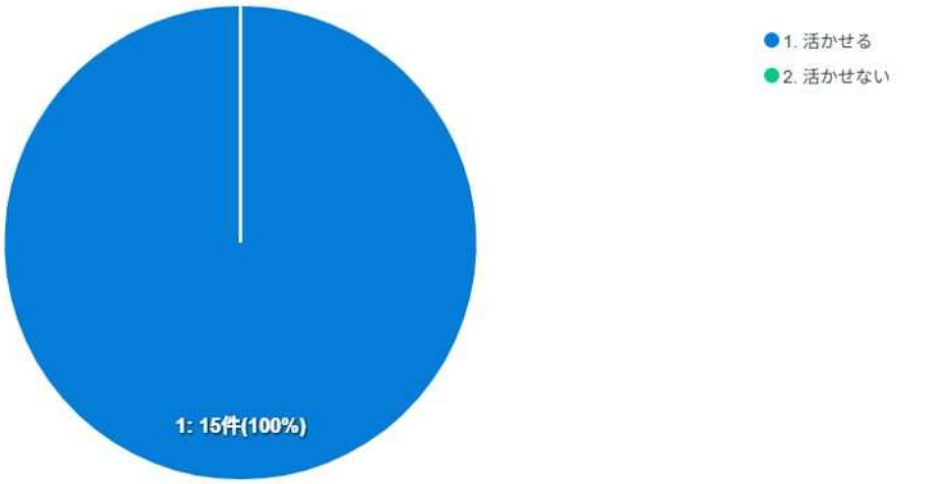
研修全体の満足度を教えてください。



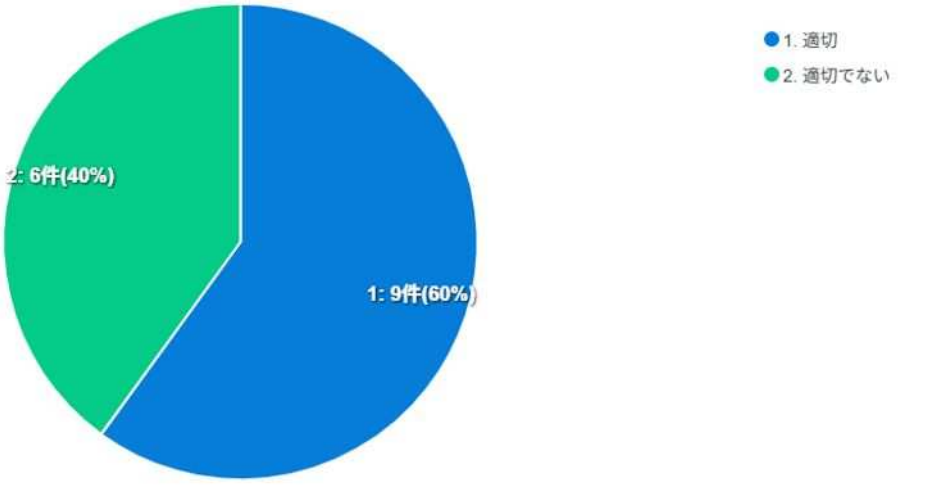
研修内容への理解は深まりましたか。



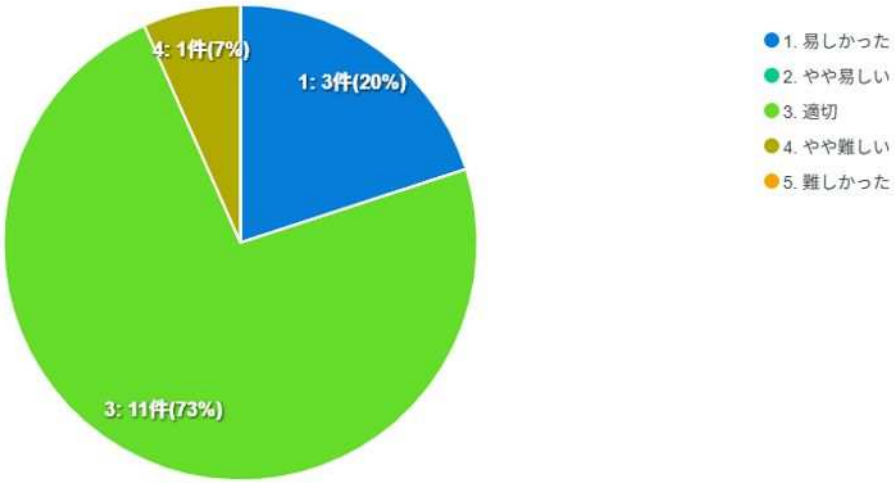
今後の付添い支援活動に活かせる内容でしたか。



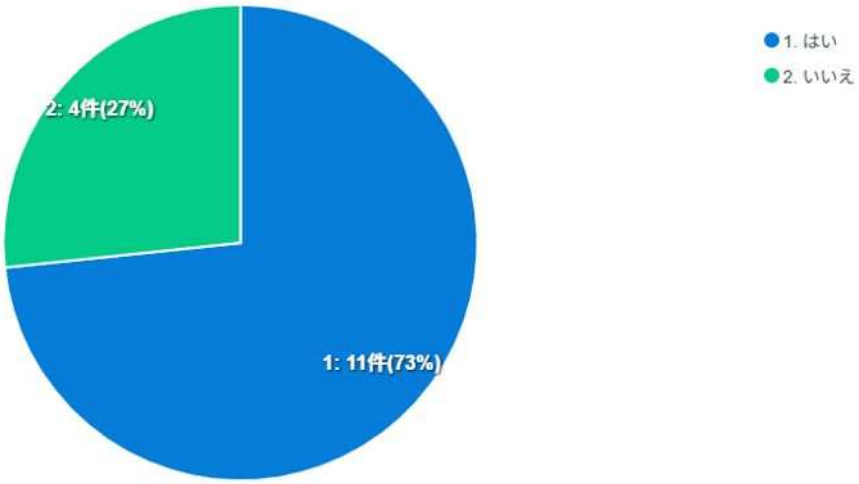
各メニューの時間配分は適切でしたか



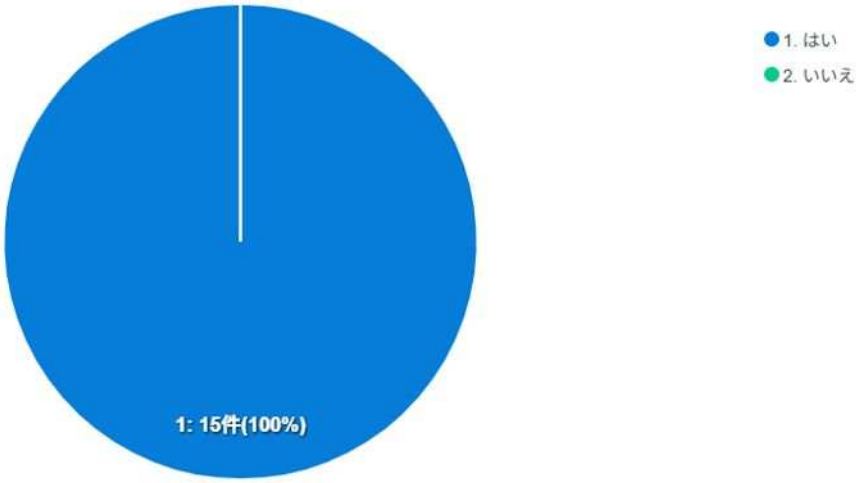
市福祉総務課からの説明について、難易度は適切でしたか。



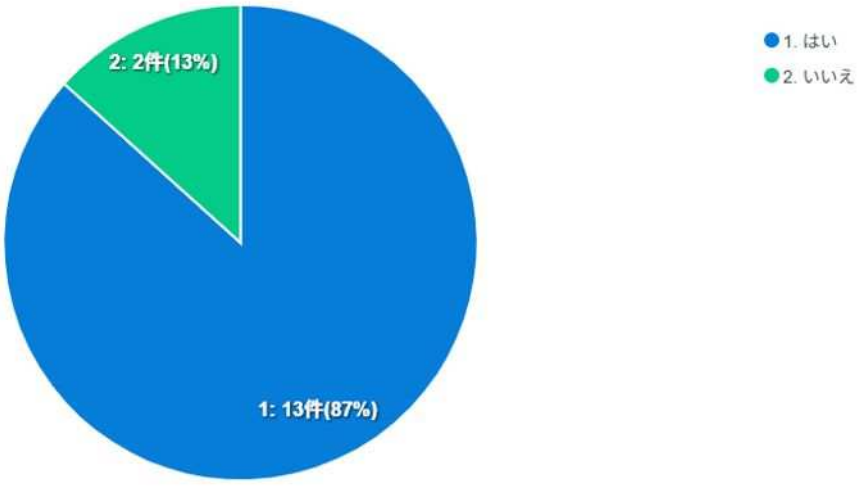
意見交換について、ご意見を教えてください。 意見交換しやすい雰囲気でしたか。



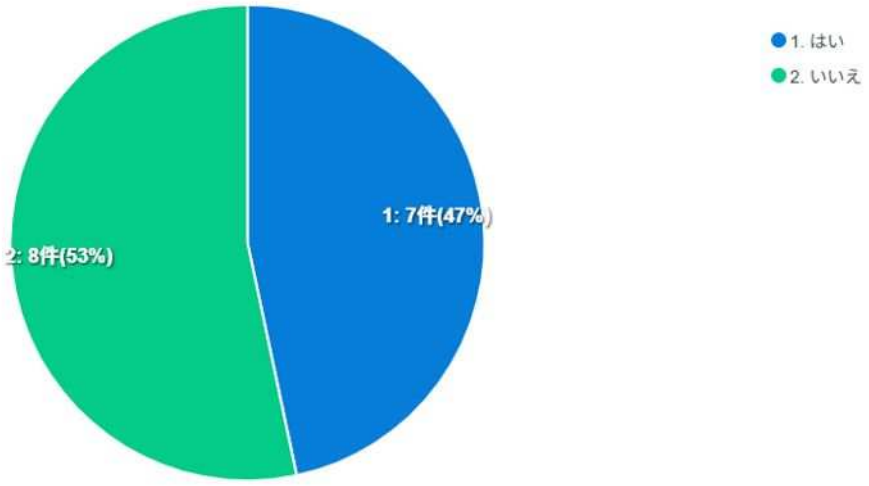
意見交換について、ご意見を教えてください。 他の参加者の意見から新たな気づきが得られましたか。



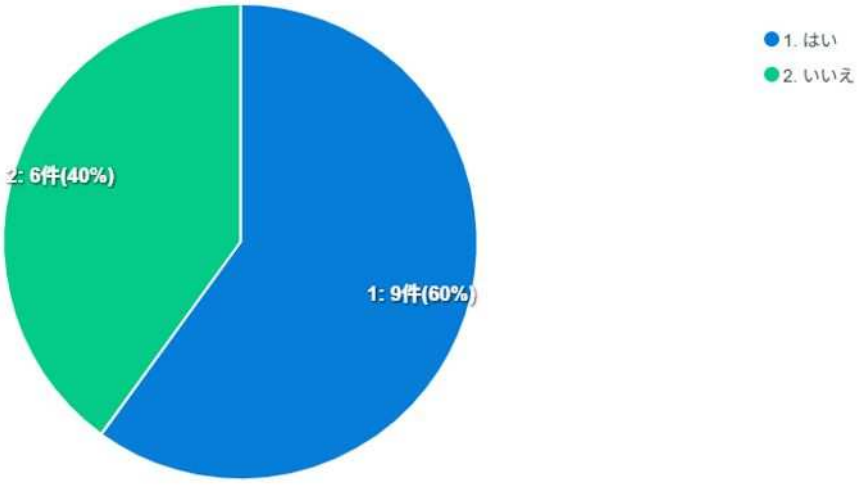
意見交換について、ご意見を教えてください。 他の参加者との交流に役立ちましたか。



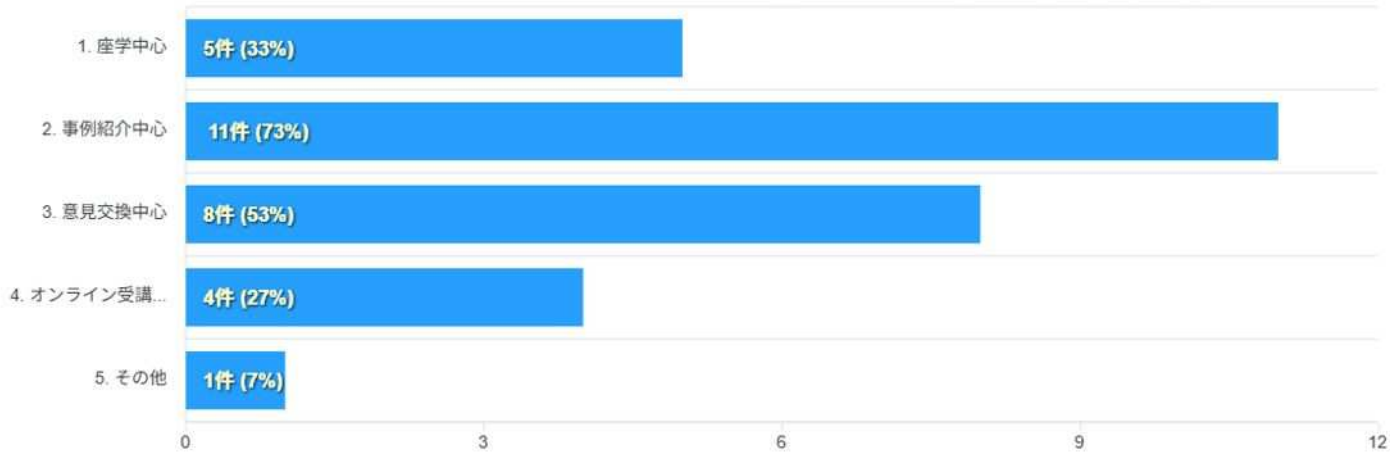
意見交換について、ご意見を教えてください。 グループ人数は適切でしたか。



意見交換について、ご意見を教えてください。 意見交換の進行方法は、適切でしたか。



今後希望する形式はありますか。



資料２-１

再犯防止に関する支援者養成講座

【事業概要】

令和７年度に実施した市民向け講座を今年度も継続して実施し、再犯防止・更生保護制度に理解のある市民を増やし、犯罪をした者等が社会復帰できる地域づくりと、将来的に保護司の担い手を増やす土壌づくりを目指す。

令和７年度同様、講座修了者で、再犯防止推進に携わりたいと希望するものを再犯防止推進員に任命する。また、再犯防止推進員以外の市民ボランティア等も取り上げ、犯罪をした者等に支援者として関わるきっかけづくりにつなげる。

【講座メニュー　案】

全７回　各２時間

回数	開催月	依頼先	内容
第１回	11 月	静岡地方検察庁	・刑事事件の流れ ・施設見学
第２回	12 月	静岡保護観察所 葵区保護司会	・更生保護制度 ・保護観察所、保護司の取組について
第３回	12 月	駿府学園（少年院）	・少年院とは ・施設見学
第４回	１月	静岡刑務所	・刑務所とは ・施設見学
第５回	１月	就労支援事業者機構 静岡公共職業安定所 協力雇用主	・出所者等の仕事
第６回	２月	勧善会 （更生保護施設）	・更生保護施設とは ・施設見学
第７回	２月	居住支援法人（くらしっく） 再犯防止推進員	・出所後の居住支援 ・よりそい支援員事業について

静岡シチズンカレッジ

こ・こ・に講座案内

2026



こ	こ	に
↓	↓	↓
「構想力」	「行動力」	「人間力」

こ・こ・に へようこそ!

まちづくりの主役(原動力)となる人づくり

人口減少や気候変動による災害の激甚化・頻発化、地域の稼ぐ力の停滞など、静岡市を取り巻く状況は大きく変化しており、地域課題や社会課題が山積しています。

こうした課題の解決には、行政の力だけでなく、市民一人ひとりの力が集まった社会の大きな力が不可欠です。

「静岡シチズンカレッジ こ・こ・に」では、地域や社会で活躍するために求められる知識・技能・技術を習得できる講座を提供し、まちづくりの主役(原動力)となる皆さんを応援していきます。

「こ・こ・に」を受講された皆さんがまちづくりの主役となって、社会全体の力による「共創」を通じ、「誰もが安心して暮らし、幸せを実感し、住み続けたいと感じられるまち」づくりが進むことを期待しています。

皆さん、一緒に明るい未来を創るために行動していきましょう。私もがんばります。

学長　難波喬司　静岡市長

●目標とする人材像

静岡市が地域経済と市民生活の両面で持続可能な発展を遂げていくための主役(原動力)となる人

●3つの基本方針

ビジョンを描く「こ=構想力」を育みます

未来に自分は何を実現させたいのかというビジョンを明確にすることが必要です。

ビジョンの実現に向けて力強く進む「こ=行動力」を育みます

今日から自分がアクティブに前向きに活動することが大切です。

共に行動する仲間を引きつけ魅了する「に=人間力」を育みます

まちづくりのリーダーに不可欠なのが、人間としての魅力です。

社会の大きな変革

●人生100年時代の到来　●複雑・曖昧で変化が激しく予測困難な時代　●加速する人口減少
●インターネットやAIの急速な進展　●地球温暖化の進行　●車の自動運転化　●脱炭素社会　など

これからの地域や社会に求められるもの

市民の視点 社会の大きな変革に対応するために必要なのは…

- ●知識や技能、技術の習得
- ●主体的かつ継続的な学び
- ●学びで得た知識や技能、技術を活かした挑戦

静岡市の視点 持続可能な発展を遂げていくために必要なのは…

- ●地域課題や社会課題を解決する人材
- ●地域経済を担う人材
- ●市民生活を支える人材

●シン「こ・こ・に」プロジェクト



第3次生涯学習推進大綱

シン「こ・こ・に」プロジェクトとは

令和5年度からスタートした「第3次静岡市生涯学習推進大綱　わたしごとをアップデート!」にリーディングプロジェクトとして位置づけている、「こ・こ・に」をリニューアルするプロジェクトです。

☆「シン」には、「新」、「真」、「進」などのポジティブに前に進む、変革して新しくなるといった思いを込めています。

「こ・こ・に」のリニューアル内容

平成28年に10講座で開講した「こ・こ・に」では、「一歩踏み出して、積極的にまちづくりに関わろうとする公共意識」すなわち「シチズンシップ」に富んだ人材を、これまでに延べ3,500人以上輩出してきました。

令和7年度からの「こ・こ・に」については、公共意識（シチズンシップ）の醸成から、さらに進んだ「実際に地域や社会で活躍する主役（原動力）となる人材の養成」を目指し、修了生が地域や社会で活躍するために求められる知識や技能、技術を習得できる講座を厳選する大幅な見直しをしました。

特にキャリアチャレンジ学部では、市内企業のDX推進やスタートアップで活躍する高度専門人材を養成する講座を充実して、地域経済を担う人材養成を強化しました。

これからもみなさんが地域や社会で活躍できるような講座を企画していきます。

●修了証明として「オープンバッジ」を発行



令和7年度から、講座の修了生（希望者）にオープンバッジを発行（授与）しています。

オープンバッジは、国際的な技術標準規格に則って発行されるデジタル証明です。

修了生が地域や企業に飛び込む際、自身のスキルを客観的に証明するものとして活用することができます。

みなさんの学びを学習だけで終わらせないように支援します。

オープンバッジの詳しい情報は、一般財団法人オープンバッジ・ネットワークのホームページをご覧ください。▶

ここにわ相談 | 静岡シチズンカレッジ「こ・こ・に」修了生個別相談支援事業

修了生対象 無料!

こ・こ・にの学びから一歩踏み出す 私だけの相談

まちづくりの専門家に、活動へ一歩踏み出すきっかけとなるような相談が気軽にできます。
みなさんが静岡市のまちづくりを担う人材へと成長していくことを応援します。

【問合せ】生涯学習推進課 電話：054-221-1207

※相談条件（対象者や面談方法）等詳細はホームページをご確認ください。

Reまなびから活躍の未来へ！ 全32講座

キャリアチャレンジ学部

キャリアチャレンジ学部は、能力や技術、キャリアを向上する学びから、地域経済を担う活躍やチャレンジに繋げることを目的とした学部です。

No.	講座名		担当	頁数
❶	起業体験プログラム		産業政策課	P5
❷	経営セミナー		産業政策課	P5
❸	社内DXを推進する「ビジネスアーキテクト」養成講座		生涯学習推進課	P6
❹	生成AI(NotebookLM)を利用した業務改革講座	リニューアル	生涯学習推進課	P6
❺	RPAツール(マクロマン)マスター講座		生涯学習推進課	P7
❻	社内データサイエンティスト養成講座	NEW	生涯学習推進課	P7
❼	戦略から実行まで学ぶデジタルマーケター講座	NEW	生涯学習推進課	P8
❽	サイバーセキュリティ人材養成講座	NEW	産業基盤強化本部	P8
❾	3DCGモーションデザイナー養成講座	NEW	産業基盤強化本部	P9
❿	3DCGエフェクトデザイナー養成講座	NEW	産業基盤強化本部	P9
⓫	ゲームアプリ開発人材養成講座		産業基盤強化本部	P10
⓬	2Dデザイナー(作画)養成講座	NEW	産業基盤強化本部	P10
⓭	求職者のための介護職員初任者研修講座		商業労政課	P11

「Reまなび」とは

英語で「再び」や「繰り返し」を意味する「Re」に「まなび」をプラスして「再び学んでみよう！」や「繰り返し学んでいこう！」というメッセージを込めた、市オリジナルの「あい言葉」です。

これからの時代に必要な能力や技術をアップデートする「リスキング」や「リカレント教育」の「Re」の意味も込めました。

掲載されている内容は2026年3月末時点の情報です。講座の開催時期等が変更になる場合がありますので、最新の情報はホームページ(こ・こ・に講座案内2026)でご確認ください。

地域チャレンジ学部

地域チャレンジ学部は、地域貢献や環境・福祉・教育などを学び、市民生活を支える自発的な活動に繋げることを目的とした学部です。

コース	No.	講座名	担当	頁数
地域コミュニティコース	⑭	地域デザインカレッジ(社会事業家編)	生涯学習推進課	P12
	⑮	スキルを活かす　地域のデジタル人材養成ワークショップ	DX推進課	P12
	⑯	地域防災人材養成講座	生涯学習推進課 危機管理課	P13
	⑰	駿河区地域の人材育成事業　駿援隊	駿河区役所 地域総務課	P13
	⑱	災害ボランティア入門・実践講座 NEW	市民自治推進課	P14
環境コース	⑲	静岡市市民生きもの調査員養成講座	環境共生課	P15
	⑳	静岡市環境学習指導員入門講座	環境共生課	P15
観光コース	㉑	観光ボランティアガイド養成講座	観光国際課	P16
	㉒	英語deおもてなしサポーター養成講座	観光国際課	P16
福祉コース	㉓	市民後見人養成講座	福祉総務課	P17
	㉔	再犯防止に関する支援者養成講座	福祉総務課	P17
	㉕	アイボランティア養成講座	障害福祉企画課	P18
	㉖	移動支援事業従事者養成研修	障害福祉企画課	P18
こども・教育コース	㉗	ひきこもりサポーター養成講座	こども若者応援課	P19
	㉘	"学校・地域 ひとつなぎ"コーディネーター養成講座	教育総務課	P19

学生チャレンジコース

学生チャレンジコースは、シビックプライド※1やアントレプレナーシップ※2を培う課題解決型の学びから、未来の社会に羽ばたく人材を養成することを目的としたコースです。

No.	講座名	担当	頁数
㉙	静岡市SDGsアクション・ビジネス・ラボ	総合政策課	P20
㉚	大学生×企業のリアル会議　～これからの資源循環を考える～ NEW	ごみ減量推進課	P20
㉛	高校生まちづくりスクール(ビジネス編)	生涯学習推進課	P21
㉜	静岡市若者まちづくりスクール リニューアル	こども若者応援課	P21

※1 シビックプライドとは、都市に対する市民の誇り。
「このまちをより良い場所にするために自分自身が関わっている」という当事者意識を伴う自負心のこと
※2 アントレプレナーシップとは、急激な社会環境の変化を受容し、新たな価値を生み出していく精神のこと(起業家精神)

こ・こ・に講座案内2026

最新情報はホームページでご確認ください。▶

23 地域チャレンジ学部 福祉コース

市民後見人養成講座

市民後見人として地域に貢献したいあなたに

修了後 2年にわたる講座の受講後、更なる実務経験を積んで市民後見人として活躍！



研修中のグループワークの様子

講座形式 ワーク 講義

講座日以外の活動（宿題・自主活動） 少 多

受講生同士の交流 少 多

講座概要

認知症などの判断能力が十分でない方を尊重し、誠実に寄り添い支援する「市民後見人」を2年間のプログラム（基礎編、実務編）を通じて養成する講座です。成年後見制度の概要や対象者理解などを、実習を交えて学びます。

習得できる能力や技術

- ▶市民後見業務に必要となる能力（福祉制度や法律に関する知識や業務支援能力）
- ▶静岡市市民後見人候補者名簿への登録（希望者）

時期	（基礎編）8月～翌年1月（実務編）翌年6月～11月				
対象	・市内に在住、おおむね30歳～70歳の方 ・弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、税理士、行政書士、社会保険労務士等として業務を行っていない方、又は行う予定がない方 ・事前説明会に参加できる方 ・レポート、面接による選考あり	主な会場	静岡市中央福祉センターほか		
		回数	11回	定員	20人
		受講料	8,910円（テキスト代）		

【問合せ】
福祉総務課
TEL.054－221－1366

24 地域チャレンジ学部 福祉コース

再犯防止に関する支援者養成講座

犯罪をした者を理解し、再犯防止について学び・行動したいあなたに

修了後 生きづらさを抱える人の社会復帰の支援で活躍！



支援が必要な人の窓口での手続きに同行する「付添い支援」の様子

講座形式 ワーク 講義

講座日以外の活動（宿題・自主活動） 少 多

受講生同士の交流 少 多

講座概要

犯罪件数は減少してきてはいますが、2人に1人は再犯者であるという現実があります。事情があり過去に犯罪をしてしまった人等にどのように向き合い、どうすれば寄り添うことができるか、再犯防止・更生保護に関する制度などを学ぶ連続講座です。

習得できる能力や技術

- ▶刑事事件の流れや保護観察制度、再犯防止に向けた取組に関する専門的な知識
- ▶付添い支援を行う「よりそい支援員」としての活動（修了生のうち希望者）（生きづらさを抱える人を適切な福祉的支援に結び付けるための同行支援を行う）

協力企業・団体

- ▶検察庁、保護観察所、保護司会、少年鑑別所、少年院、刑務所、公共職業安定所、協力雇用主会、静岡県就労支援事業者機構、居住支援法人

時期	9月～翌年2月（月1回程度）	回数	7回程度
対象	市内に在住、又は通勤・通学している方	定員	20人
主な会場	静岡市地域福祉共生センター「みなくる」	受講料	無料

【問合せ】
福祉総務課
TEL.054－221－1366

再犯防止関連事業

資料3-1

No.	（１）事業名	（２）事業概要 連携･協働する他部署･機関等がある場合は、記入してください。	（３）事業形態 直営・委託・補助金より選択（プルダウン）	（４）その他留意事項 （削除希望、今後事業見直しの可能性あり等、補足があれば記載、なければ空欄）	（５）所管課
事業類型①：就労支援の充実					
個々の適性を踏まえた就労支援の充実【重点】					
1	競争入札参加資格の認定における協力雇用主への加点措置	静岡市で発注する建設工事への入札参加資格を審査するに当たり、犯罪や非行をした人を雇用し、立ち直りを助ける「協力雇用主」である事業者に対して加点を行うことで、事業者の再犯防止の取組を促進します。 （補足）静岡市建設工事入札参加者に対して主観的事項の加算点として「再犯防止の取組状況 静岡保護観察所に協力雇用主として登録されている場合　10点」としている。	直営		契約課
2	高齢者等就労促進事業	「人生100年時代」に向け、多くの元気な高齢者等が、生涯現役で企業や地域で働き活躍することができる環境を整備するため、就労希望者と就労先のマッチング支援、人材育成等を行います。 1　マッチング支援（プラットフォーム運営） 2　重点分野の新規雇用創出 3　普及啓発 【他部署・機関等の連携】 静岡市誰もが活躍推進協議会（事務局：静岡市地域包括ケア推進課） 静岡市保健福祉長寿局、同経済局、(公社)静岡市シルバー人材センター、(福)静岡市社会福祉協議会、静岡商工会議所、静岡県ボランティア協会、札の辻クロスビルマネジメント㈱、静岡県立大学、静岡市発達障害者支援センター、静岡市ひきこもり地域支援センター、有識者（㈱ふじのくに物産、㈱インディードリクルートパートナーズ、BBT大学／一般社団法人INSPIRE）	直営		地域包括ケア推進課
3	生活保護受給者等就労体験・職業訓練事業	生活保護受給者又は生活困窮者のうち、就労体験が少ない者、離職期間が長い者等就労阻害要因がある者及び社会参加への意欲が乏しい者に対し、就労体験・職業訓練等を行うことにより、就労意欲及び就労能力並びに社会参加への意欲を高めます。 関係機関 ・各福祉事務所　生活支援課 ・株式会社東海道シグマ ・自立相談支援機関（静岡市暮らし・しごと相談支援センター）	一部委託		福祉総務課
4	就職氷河期世代再チャレンジ支援事業	被支援者の能力に応じた就労マッチングや、特性を活かした人材育成事業を通して、就職氷河期世代の就労や社会参加を支援します。	一部委託	令和６年度事業終了	地域包括ケア推進課
5	誰もが活躍支援プロジェクト検討事業	多様な就労困難者の就労及び社会参画を支援する体制についての検討するための調査を実施するとともに、誰もが活躍するまちの実現に向けてプロジェクトの総合的な制度設計を行います。	一部委託	令和５年度にて終了	地域包括ケア推進課
6	就労自立促進事業	職業安定所（ジョブサポートコーナー）を各福祉事務所に隣接して設置し、各区の就労支援員や関係機関と連携を図りながら就労に向けた支援を行います。生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者及び生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく自立相談支援事業による支援を受けている生活困窮者等を対象としたもので、ハローワークの協力を受けながら、きめ細やかな就労支援を推進することにより、生活保護受給者等の就労による自立を促進します。 関係機関 ・各福祉事務所　生活支援課 ・各区ジョブサポートコーナー ・静岡公共職業安定所（ハローワーク） ・清水公共職業安定所（ハローワーク）	直営		福祉総務課
7	多様な就労困難者の雇用推進プロジェクト	働きづらさを抱えながらも就労や社会参加を希望するすべての人が、生きがいや役割を持ち望む場所で活躍を整えるため、就労に結びついていない多様な就労困難者と人手不足の企業をつなげ、持続的な雇用体制を構築するための実証事業を行います。 【事業内容】 1　インクルーシブ雇用推進事業 2　各種制度等の調査検討 【担当課】 地域包括ケア推進課 【連携･協働する他部署･機関等】 静岡市誰もが活躍推進協議会（事務局：静岡市地域包括ケア推進課） 静岡市保健福祉長寿局、同経済局、(公社)静岡市シルバー人材センター、(福)静岡市社会福祉協議会、静岡商工会議所、静岡県ボランティア協会、札の辻クロスビルマネジメント㈱、静岡県立大学、有識者（㈱ふじのくに物産、㈱インディードリクルートパートナーズ、BBT大学／一般社団法人INSPIRE）、つながりあいず	一部委託	R８年度から刑務所出所者等は本事業の対象とする就労困難者から外れたため、削除。	地域包括ケア推進課

No.	（1）事業名	（2）事業概要 連携･協働する他部署･機関等がある場合は、記入してください。	（3）事業形態 直営・委託・補助金より選択（プルダウン）	（4）その他留意事項 （削除希望、今後事業見直しの可能性あり等、補足があれば記載、なければ空欄）	（5）所管課
事業類型②：住居の確保と支援					
対象者の特性に応じた住居の確保と支援【重点】					
8	生活困窮者住居確保給付金事業	生活困窮者自立支援法に基づき、失業等により住居を失う又は失うおそれのある生活困窮者に対し、家賃相当額を支給するとともに就労支援を行う、または、転居費用について支給を行い、自立を後押しします。 【家賃扶助】 離職・廃業後２年以内、又は給与等を得る機会が当該個人の攻めに帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職又は廃業と同程度の状態にある生活困窮者に対し、家賃相当額（原則３月、最長９月間）を支給します。 【転居費用補助】 申請日において、離職又は、やむを得ない休業等によって収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある者で、かつ自立相談支援機関で家計改善支援を受けている者のうち、家計の改善のために転居が必要であると判断された者へ、転居費用相当分を支給します。 関係機関 ・各福祉事務所　生活支援課 ・自立相談支援機関（静岡市暮らし・しごと相談支援センター）	直営		福祉総務課
9	生活困窮者居住支援事業	生活困窮者自立支援法に基づき、住居の無い生活困窮者に対し、一時的な生活の場所と食事を提供し、その間に自立相談支援機関等が住居の確保を支援することで、安定した居宅生活を送れるよう後押しします。 ホテル・旅館等と協定を結び、住居の無い生活困窮者に住居及び食事の提供をしながら、就労支援等により住居の確保を支援します。原則２月以内（最長３月）支援します。 関係機関 ・自立相談支援機関（静岡市暮らし・しごと相談支援センター）	直営		福祉総務課
10	養護老人ホームの設置・管理	おおむね65歳以上の高齢者で、環境上及び経済上の問題で、居宅において養護を受けることが困難な者を入所させる養護老人ホームを所管しています。 養護老人ホームの入所に係る措置は各福祉事務所高齢介護課が行っています。 ・関係機関　各福祉事務所　高齢介護課	全部委託		高齢者福祉課
11	セーフティネット住宅登録制度の活用	「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、保護観察対象者等を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録を促し、居住の安定に努めます。	直営		住宅政策課
12	居住不安定者等居宅生活移行支援事業	住まいに課題を抱える生活困窮者、生活保護受給者に対し、住居確保の支援や訪問による見守り支援を行うことで、地域社会での生活の安定と自立助長を図ります。また、要支援対象者の調査・把握のため、市内巡回を行います。	全部委託		福祉総務課
事業類型③：対象者の特性に応じた保健医療・福祉サービスの利用の促進等					
（1）高齢者・障がいのある人などで犯罪をしてしまった者等への支援					
13	再犯防止相談支援事業	付添い支援・・・保護観察がつかない人を対象に、出所・釈放後の行政窓口の手続きに、「再犯防止推進員」として市から委嘱を受けた更生保護に理解のある市民が付添い、適切な福祉サービスにつなげます。 伴走型支援・・・過去に犯罪等をした者が社会復帰を果たし、ある程度生活の立て直しのめどがついた後も、各区の暮らし・しごと相談支援センターが定期的に連絡等をとり、生活の困りごとの相談に乗り伴走型の支援をします。	全部委託		福祉総務課
再8 再9	生活困窮者住居確保給付金事業・生活困窮者居住支援事業【再掲】	再掲	直営		福祉総務課
再10	養護老人ホームの設置・管理【再掲】	再掲	全部委託		高齢者福祉課
14	成年後見制度利用促進事業	認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方が、地域で安心して自分らしく生活が送れるよう、市が関係団体と連携し、成年後見制度を必要とする市民を利用につなげるための地域の支援体制を構築します。 【事業内容】 １　静岡市成年後見支援センターにおける相談支援 ２　静岡市成年後見制度利用促進協議会の開催 ３　成年後見制度利用支援事業 （１）市長申立ての実施 （２）報酬助成の実施 【担当課】 福祉総務課、障害福祉企画課・高齢者福祉課・精神保健福祉課・各区高齢介護課・各区障害者支援課 【連携機関】 弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、家庭裁判所、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所等	一部委託		福祉総務課
15	生活困窮者自立相談支援事業	静岡市暮らし・しごと相談支援センター（生活困窮者自立相談支援法に基づく自立相談支援機関）を設置し、生活困窮者が困窮状態から早期に自立するための支援を実施します。 各区に自立相談窓口を設置し、生活困窮者個々の状況に応じた自立支援プランを作成し、伴走型の支援を実施します。 ・関係機関 各福祉事務所　生活支援課 自立相談支援機関（静岡市暮らし・しごと相談支援センター）	全部委託		福祉総務課

No.	（1）事業名	（2）事業概要 連携･協働する他部署･機関等がある場合は、記入してください。	（3）事業形態 直営・委託・補助金より選択（プルダウン）	（4）その他留意事項 （削除希望、今後事業見直しの可能性あり等、補足があれば記載、なければ空欄）	（5）所管課
16	生活保護制度	生活保護法に基づき、生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じた必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を支援します。 ・保護の種類 ①生活扶助、②教育扶助、③住宅扶助、④医療扶助 ⑤介護扶助、⑥出産扶助、⑦生業扶助、⑧葬祭扶助 ・関係機関 各福祉事務所　生活支援課	直営		福祉総務課
17	重層的支援体制整備事業	複雑化・複合化した問題を抱える世帯への支援策を検討する重層的支援会議等を開催し、事例の状況に応じて、アウトリーチ等を通じた継続的支援や参加支援を実施します。様々な困りごとを抱える方を対象とした包括的な支援体制の構築に向け、庁内外での連絡調整や会議体での検討、庁内関係課及び関係機関の職員に対する研修等を行います。	一部委託		安心感がある温かい社会推進課
18	高齢者実態調査	市内に住む75歳以上のひとり暮らし、高齢者のみ世帯等を民生委員が訪問し、身体状況等について聴き取って調査します。 調査結果は、市の福祉施策や民生委員活動の基礎資料とするとともに、援護が必要な方の情報を各地域包括支援センター等にも提供し、必要に応じた保健福祉サービス等の活用につなげたり、地域の見守り活動に活用したりしています。	直営		高齢者福祉課
19	地域移行支援事業	障害者支援施設や児童福祉施設の入所者や、精神科病院に入院している人等を対象として、住まいを確保することや、地域での生活に移行するための相談などを行います。	補助金		障害者支援推進課
20	地域定着支援事業	居宅において単身であるため、又はその家族と同居している場合であっても家族等の障害・疾病等や障害者本人の生活環境の大きな変化等により、居宅における自立した日常生活を営む上での問題に対する支援が見込めない状況にある障害者に対して、常時の連絡体制を確保することで、障がいの特性が原因して生じる緊急の事態等に対する相談や支援を行います。	補助金		障害者支援推進課
事業類型③：対象者の特性に応じた保健医療・福祉サービスの利用の促進等 **（2）薬物等への依存症の人で犯罪をしてしまった者への支援**					
21	障害者相談支援事業	基幹相談支援センター業務において、地域移行・地域定着の促進に取り組み、再犯防止推進法に基づく、障がい者等の再犯防止に関する相談業務を行います。 また、静岡県地域生活定着支援センターと連携し、矯正施設から退所した障がい者が適切な福祉サービスを利用できるように調整を行うとともに、受入れ先事業所に対する後方支援を行います。	全部委託		障害福祉企画課
22	依存症対策事業	依存症相談拠点として、依存症当事者やその家族を対象に相談支援及び普及啓発等を実施することにより早期に適切な治療や支援につなげます。また、地域の支援者を対象に人材育成、技術援助を実施し、相談対応力等の向上を図ります。 また、依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関、保護観察所等との関係機関との連携を推進します。	直営		こころの健康センター 精神保健福祉課
事業類型③：対象者の特性に応じた保健医療・福祉サービスの利用の促進等 **（3）少年・若年者への支援**					
23	スクールカウンセラー活用事業	いじめ、不登校又は問題行動等、児童生徒の心の問題に対応するため、スクールカウンセラーを小中学校及び高等学校に配置し、児童生徒、保護者等への相談活動を実施します。	直営		教育総務課 児童生徒支援課
24	教育相談員活用事業	教育相談員を小中学校に配置し、児童生徒に対して日常的な見守りや寄り添うことなどを通して、社会的自立に向けた支援を行います。	直営		学校教育課
25	スクールソーシャルワーカー活用事業	小中学校及び高等学校にスクールソーシャルワーカーを配置又は派遣し、いじめ、不登校又は暴力行為その他の学校生活における諸問題を抱える児童生徒やその家庭に対して必要な支援を行い、学校生活上の諸問題の解決を図ります。	直営		教育総務課 児童生徒支援課
26	少年補導の実施	青少年の健全育成・非行の未然防止活動のための少年補導を、地域や関係機関と連携して実施しています。	直営		こども若者応援課
27	生活困窮者子どもの学習意欲向上事業	市内の被保護者世帯及び生活困窮世帯の子どもが学習の習慣づけや進学意欲を持つことができるよう支援を実施し、高校への進学及び高校卒業後の就職・進学を後押しします。 ・関係機関　各福祉事務所　生活支援課	一部委託		福祉総務課
事業類型③：対象者の特性に応じた保健医療・福祉サービスの利用の促進等 **（4）犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施**					
28	配偶者暴力相談支援センター事業	配偶者からの暴力を防止するとともに、配偶者から暴力を受けた被害者からの相談に応じたり、適切な相談機関につないだり、様々な支援を行います。 関係機関 ・各福祉事務所　生活支援課 ※静岡市配偶者暴力相談支援センターが各区生活支援課に設置されていることは公表していないため、外部取り扱い注意 ・男女共同参画・人権政策課	直営		福祉総務課
再21	障害者相談支援事業【再掲】	再掲	全部委託		障害福祉企画課
29	少年鑑別所の見学	触法少年及びぐ犯少年（犯罪に至らないものの、犯罪に結びつくような問題行動があって、保護する必要性が高い少年）について、法務少年支援センター（少年鑑別所）の見学を行い、再犯防止を図ります。	直営		児童相談所
再22	依存症対策事業【再掲】	再掲	直営		こころの健康センター 精神保健福祉課

No.	（1）事業名	（2）事業概要 連携･協働する他部署･機関等がある場合は、記入してください。	（3）事業形態 直営・委託・補助金より選択（プルダウン）	（4）その他留意事項 （削除希望、今後事業見直しの可能性あり等、補足があれば記載、なければ空欄）	（5）所管課
30	精神保健福祉センターにおける相談事業	こころの悩み、精神疾患や障害に関する様々な相談を専門職が受けています。	直営		こころの健康センター
31	電話相談事業（てるてるハート）	メンタルヘルス全般及び依存症に関する本人や家族からの電話相談を受けています。	直営		こころの健康センター
32	児童虐待防止対策	要保護児童対策地域協議会において要保護児童等の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関と連携し、児童やその保護者に関する情報やリスクを踏まえた支援方針等を共有するとともに、支援内容や役割分担などの協議を行います。	直営		こども家庭福祉課
事業類型④：民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進等					
再1	競争入札参加資格の認定における協力雇用主への加点措置【再掲】	再掲	直営		契約課
33	人権啓発活動	スポーツ組織と連携・協力した人権啓発に関するイベントの開催等を通じて、人権尊重の考えを広め、人権問題に対する正しい認識を広めることにより、基本的人権の擁護を図ります。	一部委託		社会的包摂推進課
34	保護司会連絡協議会への補助	更生保護活動、犯罪予防活動を行う静岡市保護司会連絡協議会に対し、補助金を交付し保護司や保護司会の活動を支援します。 静岡市保護司会連絡協議会は、更生保護、犯罪予防を目的とする「社会を明るくする運動」や、薬物乱用防止等の啓発活動を実施しています。 主な活動 ・保護司会における青少年関連事業 ・静岡市青少年問題協議会への参加 ・静岡市青少年育成センター主催の少年補導への参加 ・各中学校区で実施する健全育成大会への参画　　等	補助金		福祉総務課
35	更生保護サポートセンターの設置	更生保護サポートセンターは、保護司・保護司会が地域の更生保護活動の拠点として、地方公共団体や地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で処遇活動及び地域活動を実施している。市では３つの保護区全ての更生保護サポートセンターが市有施設に設置され、活動を続けている。	補助金		福祉総務課
36	感謝状の贈呈	静岡市青少年育成事業として、静岡地域補導委員の職務に通算10年以上従事し、功労が顕著である方等に対し、市長から感謝状を贈呈しています。 （1）補導委員の職務に通算10年以上従事し、功労顕著である者 （2）前号に掲げる者のほか、市長が特に功績顕著であると認める者	直営		こども若者応援課
37	社会を明るくする運動の推進	社会を明るくする運動を、保護観察所、保護司会等と協力して推進します。	直営		福祉総務課
38	再犯防止に関する支援者養成講座	市民向けに再犯防止の推進や更生保護の制度等について、連続講座を行い、再犯防止推進について理解のある市民を増やす。講座終了者は、希望により、再犯防止推進事業の「付添い支援」を行う「再犯防止推進員」として活動する。	直営		福祉総務課
事業類型⑤：国・民間団体等との連携強化					
39	静岡刑務所仮釈放予定受刑者による公園清掃作業	静岡刑務所に収容されている者のうち、受刑態度が良好等で仮釈放が予定されている者を対象に、静岡刑務所と協力して公園の清掃という社会貢献活動の機会を提供することで、受刑者の改善更生の意欲を高め、再犯防止を図ります。	直営	静岡刑務所からの依頼に基づいて行っているため、静岡刑務所の事情により終了する可能性がある。	公園建設管理課
40	関係会議への参加	犯罪をした者等への支援を行うため、国、県、及び協力団体を含む関係機関等との連携を強化し、再犯防止施策等を推進することを目的として、市町村再犯防止等推進会議、矯正施設所在自治体会議等に参加し、情報交換、調査研究等を行います。	直営		福祉総務課
41	静岡市再犯防止推進協議会の開催	静岡市再犯防止推進計画及び再犯防止推進に関する事業の進捗管理のため国等関係機関や民間の支援団体、学識経験者等で構成する附属機関「静岡市再犯防止推進協議会」を開催します。	直営		福祉総務課
再37	社会を明るくする運動の推進【再掲】	再掲	直営		福祉総務課
再22	依存症対策事業【再掲】	再掲	直営		こころの健康センター 精神保健福祉課
その他					
その他1	補導活動（中央補導・地域補導・地区補導・一斉補導・祭典補導・夜間特別補導）	静岡市青少年育成事業として、静岡・清水地域において、街頭補導を実施している。清水・静岡庁舎を起点に、繁華街の巡回を行うとともに、静岡・清水地域においては各地区等で青少年への声掛けやカラオケ店舗等の店舗訪問などを行っている。	直営		こども若者応援課
その他2	配偶者暴力相談支援センターとの定期的な情報交換会の開催	令和2年度からＤＶ対応と児童虐待対応における連携を強化するため、各区福祉事務所の配偶者暴力相談支援センターと定期的に情報交換会を開催し、ＤＶ被害者及び同伴する児童への支援を適切に行う。		現在事業終了	児童相談所
その他3	防犯教室、講演会の開催	市民が規範意識や防犯意識を高め、防犯に関する知識を身につけるため地域で行われる防犯教室、講演会を支援します。	直営		生活安全安心課
その他4	市民の防犯意識高揚のための啓発活動	市民の防犯意識を高めるため、警察や防犯協会等と連携して各種啓発活動を実施します。	直営		生活安全安心課
その他5	子どもの体験型防犯講座の実施	小学生を対象とし、子ども自身が「犯罪に遭わないための知識」や「万が一犯罪に遭遇したときに自分の身を守る方法」を身につける体験型防犯講座を実施します。（講師：NPO法人静岡県防犯アドバイザー協会）。	一部委託	事業形態を一部委託としているが、本事業は県の主催である。しかし、市は講師謝金等の負担金を県と折半で支払っており、本事業に関わっているため、事業形態を左記のとおりとした。	生活安全安心課
その他6	地域防犯活動事業費補助金	地域防犯活動を行う地区安全会議の立ち上げ及び活動に要する経費に対し補助金を交付します。	補助金		生活安全安心課

No.	（1）事業名	（2）事業概要 連携･協働する他部署･機関等がある場合は、記入してください。	（3）事業形態 直営・委託・補助金より選択（プルダウン）	（4）その他留意事項 （削除希望、今後事業見直しの可能性あり等、補足があれば記載、なければ空欄）	（5）所管課
その他7	防犯協会補助金	犯罪の防止や少年の非行防止活動を行う防犯協会に対し補助金を交付します。	補助金		生活安全安心課
その他8	青色防犯パトロール	犯罪者の犯罪機会を失わせ、市民が安心して暮らすことができるよう、青色回転灯装着車両による青色防犯パトロールに取り組みます。	直営		生活安全安心課
その他9	街頭防犯カメラ設置事業補助金	地域の自主的な防犯活動を促進し、犯罪等に強いまちづくりの推進に向けた地域の自主的な取組を支援するため、街頭防犯カメラを設置する自治会等に対し、設置に係る経費を補助します。	補助金		生活安全安心課
その他10	「ながら見守り活動」の実施	市民が気軽に防犯活動に取り組めるよう、市が「しずおか防犯パトロール」を立ち上げ、参加者が日常活動の中で見守り防犯活動を実施します。	直営		生活安全安心課
その他11	「しずおか防犯パトロール」の推進	市民が日常生活の中で気軽に「ながら見守り防犯活動」に取り組めるよう、市が「しずおか防犯パトロール」を立ち上げ、市民の参加を推進します。	直営		生活安全安心課
その他12	ドライブレコーダーを活用した見守りパトロール	ネットシートを、ドライブレコーダーが搭載されている市の公用車へ貼り付け、公用車による見守りパトロールを実施します。	直営		生活安全安心課

資料３－２

静岡市における初犯者数・再犯者数の推移

検挙者数	検挙人数 総数	初犯者・再犯者別		再犯者率
		初犯者	再犯者	
平成29年（2017）	1,196人	621人	575人	48.1%
平成30年（2018）	1,054人	547人	507人	48.1%
平成31年・令和元年（2019）	1,119人	595人	524人	46.8%
令和２年（2020）	1,017人	518人	499人	49.1%
令和３年（2021）	960人	495人	465人	48.4%
令和４年（2022）	882人	464人	418人	47.4%
令和５年（2023）	889人	450人	439人	49.4%
令和６年（2024）	1,133人	618人	515人	45.5%

【法務省矯正局提供データに基づき静岡市作成】

※静岡市内の警察署の検挙人員（少年を除く。）

